

第10章 緑・水辺・景観の保全と創造

第1節 緑化の推進【環境再生課、都市公園課、道路管理課、教育庁施設課】

緑は、日常の生活において、人々にゆとりや潤いをもたらすとともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の重要な吸収源でもあり、我々の快適な環境を創造していくうえで重要な役割を担っています。

1 都市公園の整備【都市公園課】

(1) 目的

都市公園は、高齢者の増加、余暇時間の増大等を背景とした社会の中で、「ゆとり」と「うるおい」のある良好な都市環境を形成していくための重要な社会資本であり、これまで県営公園と市町村営公園を整備しているところです。

(2) 進捗状況

都市公園の整備目標である1人当たり公園整備面積の目標11.2㎡（令和3年度）を達成するために、都市公園の整備を推進するとともに、既存施設の管理の徹底を図っています。

令和2年度は県営公園と市町村営公園合わせ56か所で整備事業を行い、令和2年度末時点の1人当たり公園整備面積は11.0㎡となっております。また、令和3年度は県営公園と市町村営公園合わせて55か所で整備事業を行っているところであり、今後も整備目標の達成に向け整備を進めていきます。

2 道路緑化等の推進【道路管理課】

(1) 現状

昭和47年の本土復帰以来、本土との格差是正を図る観点や地域振興及びモータリゼーションの急激な進展等による交通渋滞緩和等を目的にこれまで道路整備を図ってきたところです。そして、これまでの取組等により、その目的はある程度実現することができました。

しかしながら、道路の修景美化については、まだ十分といえない状況であり、引き続き県のリーディング産業である観光振興支援の観点から、緑豊かな景観形成を図るため、沖縄独特の風土と文化に調和した道路緑化を推進する必要があります。

(2) 基本的な方針

本県の道路緑化率は高い水準となっておりますが、さらに、観光産業を支える観点から、観光地等にアクセスする道路を中心に、トロピカルイメージの花木植栽等を行い、緑陰と花に満ちた「美ら島沖縄」を演出していきます。

(3) 道路緑化の目標

県では、沖縄県道路緑化基本計画（昭和58年制定、平成9年改訂、平成24年改訂）に基づき、道路緑化の推進に取り組んでおり、今後も引き続き同計画に基づき緑化の推進に取り組んでいくこととしています。

3 学校における緑化の推進【教育庁施設課】

(1) 学校緑化事業

学校緑化事業は、昭和51年度から県立学校における勤労体験学習の一環として実施しており、生徒と教職員の共同作業により学校緑化活動に取り組むことで、精神的、肉体的、社会的にたくましく豊かな人間形成を図ることを目的とするとともに、うるおいのある明るい学習環境づくり、並びに地域の緑づくりに寄与しています。

(2) 緑化実施校数及び予定数

- ア 令和3年度実施数 高等学校 33校、特別支援学校 17校
- イ 令和4年度実施予定数 高等学校 36校、特別支援学校 18校

(3) 全国緑化コンクール等実績（市町村立学校含む）

| 賞の種類 | 受賞年度 | 学校名 |
|-------------------------------|--------|-------------|
| 緑化推進運動功労者 内閣総理大臣賞 | 平成8年度 | 浦添工業高等学校 |
| | 平成13年度 | 与勝高等学校 |
| | 平成15年度 | 八重山養護学校 |
| 全日本学校関係緑化コンクール 特選（文部科学大臣賞） | 平成5年度 | 浦添工業高等学校 |
| | 平成10年度 | 与勝高等学校 |
| | 平成11年度 | 八重山養護学校 |
| | 平成13年度 | 宮古高等学校 |
| | 平成15年度 | 八重山農林高等学校 |
| | 平成18年度 | 本部町立伊豆味小中学校 |
| | 平成22年度 | 名護高等学校 |
| | 平成24年度 | 宜野座高等学校 |
| | 平成25年度 | 本部高校 |
| | 平成28年度 | 沖縄高等特別支援学校 |
| 準特選 | 平成10年度 | 今帰仁小学校 |
| | 平成11年度 | 白保小学校 |
| | 平成12年度 | 宮古工業高等学校 |
| | 平成15年度 | 北国小中学校 |
| | 平成17年度 | 読谷高等学校 |
| | 平成21年度 | 北中城高等学校 |
| | 令和元年度 | 読谷高等学校 |
| 入選 | 平成9年度 | 西城小学校 |
| | 平成12年度 | 明石小学校 |
| | 平成14年度 | 普天間小学校 |
| | 平成23年度 | 首里東高等学校 |
| | 平成26年度 | 松川小学校 |
| | 平成27年度 | 富野小中学校 |

4 森林・みどりの整備の推進【環境再生課】

森林・みどりは、木材の生産をはじめ、県土の保全、水源の涵養など、多くの機能を有し、県民が潤いと安らぎのある生活を営むうえで、重要な役割を担っています。

しかし、近年、人口増加や産業発展に伴い、都市化の進展、各種の開発等により、森林・みどりが急激に減少し、様々な環境問題が深刻化しつつあることから、森林・みどりの持つ機能が持続的に発揮できるよう、適切な森林の整備・保全と共に、県民の緑化意識の高揚を図り、県民参加の緑化推進運動を展開することが重要です。

このようなことから、「緑の美ら島」の創生及び潤いと安らぎのある緑豊かな県土づくりをめざし、森林・みどりを守り育てるための様々な緑化事業を実施しています。

表10-1-1 実施事業の概要

| 主な事業 | 内容 |
|-------------|---|
| 県植樹祭 | みどりの造成並びに緑化の普及啓発のため、昭和 26 年から実施しており、令和 4 年度は第 72 回沖縄県植樹祭を本部町で開催しました。 |
| 県緑化コンクール | 緑化技術の向上と普及啓発のため、昭和 34 年から実施しており、学校環境緑化、職場及び公共施設等環境緑化、森林整備、緑化功労者等の部門別に審査・表彰しています。 |
| 緑の少年団の育成・支援 | 県内の 64 団体（令和 3 年度末現在）に対して体験学習交流会を実施し、少年期からの緑化意識の高揚を図っています。※令和 3 年度については新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮し、体験学習交流会を中止 |
| 全島緑化事業 | <p>平成 20 年度に「沖縄県全島緑化県民運動推進会議」を設立し、全島緑化事業をスタートさせました。当事業の推進については、「一島一森で花と緑の美ら島づくり」をスローガンに掲げ、県民一体となった「全島緑化県民運動」を実施しています。</p> <p>同県民運動の展開として、緑化ポスター原画コンクールの開催、花と緑の名所 100 選、名木百選の認定等の緑化の普及啓発をはじめ、潤いと安らぎのある生活環境の創出をめざし、住民参加型の緑化活動に対する苗木提供や緑化相談窓口の開設などによる支援を行っています。</p> <p>また、各主体や各地域において緑化活動に取り組むことで、沖縄らしい景観の形成、地域の活性化及び観光産業等の振興に寄与するほか、行政と民間との協働による緑化活動の実施により県民総ぐるみの県土緑化を推進していきます。</p> <p>平成 28 年度からは沖縄県 CO2 吸収量認証制度を実施し、企業等</p> |

| | |
|--|-----------------------------------|
| | による緑化活動の促進と併せて、地球温暖化対策の促進を図っています。 |
|--|-----------------------------------|

第2節 河川及び海岸の整備【河川課、海岸防災課】

1 河川の整備【河川課】

(1) 河川の概要

令和4年3月末現在、県管理の二級河川は75河川、市町村管理の準用河川は21河川あり、その指定総延長は二級河川が357.8km、準用河川が34.1kmとなっています。

表10-2-1 管轄別河川概況

| 管轄土木事務所 | 二級河川 | | 準用河川 | |
|----------|------|-----------|------|-----------|
| | 河川数 | 指定延長 (km) | 河川数 | 指定延長 (km) |
| 北部土木事務所 | 40 | 174.1 | 6 | 9.6 |
| 中部土木事務所 | 11 | 68.5 | 5 | 11.3 |
| 南部土木事務所 | 14 | 55.7 | 4 | 4.5 |
| 宮古土木事務所 | — | — | — | — |
| 八重山土木事務所 | 10 | 59.5 | 6 | 8.8 |
| 合計 | 75 | 357.8 | 21 | 34.1 |

(2) 河川の改修事業等

県は、二級河川において、洪水等による沿川の浸水被害を防ぐため、河川改修事業等を実施しています。事業の進捗に伴い、改修済区間における浸水被害は着実に減少しているものの、市街化の進展が著しい都市部の未改修区間においては、未だ浸水被害が発生しているため、安里川等の都市河川の整備を重点的に進めています。

また、平成9年の河川法改正によって、それまでの法の目的であった「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が位置付けられたことから、それ以降の河川改修にあたっては、河川環境の保全と創出にも配慮した多自然川づくりを推進しています。

なお、河川整備計画を策定する場合は、住民説明会の開催や関係市町村長の意見を聴く等、地域の意見が計画に反映できる制度となっています。

(3) 河川環境整備

河川は、洪水時の河川水を安全に流下させ、浸水被害から沿川住民の生命と財産を守る役割のほかに、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間が憩いや潤い、親しみのある生活環境の場としての役割を担うことが求められています。

戦後の復興期以降、特に都市河川においては、川の自浄能力を超える家庭排水や事業者排水や畜舎排水等による水質の悪化や河床の汚泥堆積が進行し、河川環境は好ましくない状況にありました。

第10章 緑・水辺・景観の保全と創造

近年では、下水道施設や畜舎汚水処理施設等の整備に伴い、河川の水質は改善傾向にある一方で、土砂堆積や雑草木の繁茂、ごみの不法投棄等により、未だ河川の環境整備としては不十分な状況にあります。

県は、こうした河川における環境改善を図るため、堆積した土砂の撤去や雑草木の伐採等の維持管理を行っているほか、河川の清掃等を行っている団体に対する報償金の支給や毎年7月を「河川愛護月間」として位置付け、「せせらぎに ぼくも魚も すきとおる」をキャッチフレーズに河川のモデル清掃を行う等、県民が河川に親しみながら愛着が持てるような取組を実施しています。

2 海岸の整備【海岸防災課】

全国第4位、約2,044kmの海岸線延長を有する本県の沿岸は、亜熱帯特有のサンゴ礁と白い砂浜によって特徴づけられ、県民をはじめ県外観光客等から親しまれています。

一方、台風の常襲地帯である本県では、毎年のように台風被害が発生していますが、海岸域では天然の消波施設の役目を果たすサンゴ礁によって波浪が低減されるため、本土に見られるような大波が直接護岸に打ちつける情景はあまり見られません。しかし、サンゴ礁が沖合に広く発達しているため水深が浅く、複雑な海底地形となっていることから、波浪規模に較べて水位上昇量が大きく、波浪に加え高潮による被害を受けることが度々あります。そのため、高潮対策事業等を実施し海岸保全施設の整備を鋭意進めてきました。

平成15年4月に定めた「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」では、海岸を県民の共通の財産として位置付け「いちまでいん 美ら海、美ら島、清ら心」をキャッチフレーズに海岸を維持・復元・創造し、次世代へ継承していくことを基本理念としており、防護と環境、利用が調和した総合的な海岸の保全を推進しています。

基本計画における海岸保全の基本的方向については概ね次のとおりです。

(1) 整備の基本的事項

- ・貴重な動植物に配慮するとともに、美しい海岸風景となる施設整備を行います。
- ・利用者に配慮し、誰でも親しめる施設整備を行います。

(2) 「海岸環境を積極的に保全する区域」の設定

良好な海岸自然環境を残していくため、原則的に護岸等構造物を設置しない区域として約1,062km（全海岸延長の約52%）を設定しています。

第3節 自然環境の再生【環境再生課】

1 自然環境再生指針の策定

近年、自然環境に対する県民の意識や関心は高まってきており、沖縄21世紀ビジョンでは、県民が望む5つの将来像のはじめに「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」が掲げられており、また、同ビジョンの基本計画では、その実現に向けて、環境容量を超えた経済活動等によって失われた沖縄らしい自然環境の再生に取り組むことが示されています。

県では、自然環境再生事業の実施に当たっての基本的な考え方を体系的に取りまとめた「沖縄県自然環境再生指針」を平成27年3月に策定しました。

平成27年度から平成30年度にかけて、東村慶佐次川においてモデル事業を実施し、全県的に再生事業を推進するにあたり、ノウハウ等の抽出に取り組みました。

また、令和元年度から令和3年度までは、地域が主体となった自然環境再生事業を支援するため、浦添市及びうるま市に対し、技術的及び財政的支援を行う自然環境再生支援事業を行いました。

2 環境経済評価を踏まえた便益計測の指針の策定

自然環境は、生態系の基盤の提供を図る「基盤サービス」、気候調整や水質浄化などの「調整サービス」、食糧や資源を提供する「供給サービス」、レクリエーションや環境教育などの機会を付与する「文化サービス」など、「生態系サービス」と呼ばれる価値を有しています。

これら自然環境の価値を経済的に評価するための手法はこれまでに様々なものが提案されていますが、現時点において確立されたものはなく、各手法はそれぞれ技術的な課題を有しています。

そこで県では、自然環境の保全や再生型の公共事業の推進に資することを目的として、沖縄県の地域特性や県内の各地域特性を踏まえつつ、環境整備の便益を計測するための指針として、現時点において用いられている手法をとりまとめた「環境経済評価を踏まえた便益計測の指針」を平成27年3月に策定しました。

第4節 下水道の整備【下水道課】

1 下水道の概要

下水道は、①生活環境の改善 ②浸水の防除 ③河川や海域等の公共用水域の水質保全 ④下水道資源の有効利用 ⑤水循環の創出という5つの大きな役割を担っており、快適で安全な生活環境と都市の健全な発展に大きな役割を果たしています。

下水道は、事業主体と果たすべき機能等によって、市町村が実施する公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）や都市下水路、県が実施する流域下水道の3つに分類されます。

令和3年度末現在、本県の下水道処理人口普及率は72.4%に達し、接続率は88.7%となっており、引き続き、普及率の向上及び接続に対する取り組みを推進します。

下水道に接続してもらうことにより、その効果が発揮されることから、県民の理解と協力が必要です。

2 下水道の整備状況

(1) 公共下水道

公共下水道は下水を排除し処理するために市町村が設置・管理する下水道です。市街地で

第10章 緑・水辺・景観の保全と創造

は、流域下水道に接続する流域関連公共下水道と終末処理場を有する単独公共下水道に区分されます。市街化区域等以外の区域では、概ね1,000～10,000人程度を対象に自然公園区域内の水質の保全または生活環境の改善を図ることを目的とする特定環境保全公共下水道に区分されます。令和3年度において、25市町村（11市8町6村）で事業を進めています。

(2) 流域下水道

流域下水道は、河川や海域等の水質環境基準の達成、並びにそれらの流域における生活環境の改善を図るため、2以上の市町村より排除される下水を集め、終末処理場で処理する県管理の施設です。県では、中部流域下水道、中城湾流域下水道及び中城湾南部流域下水道の3流域で事業を進めています。

(3) 都市下水路

都市下水路は、主に市街地における浸水を防除することを目的として昭和47年度から事業を実施しています。7市4町2村の34か所で整備を行い、平成20年度までに全ての事業が完了しています。

3 下水道資源の有効利用

(1) 高度処理による下水処理水の有効利用

下水道資源を有効利用し、循環型社会に貢献する観点から、終末処理場から放流される下水処理水を更に高度処理し、雑用水等に利用しています。

那覇浄化センターの高度処理水は、那覇新都心地区や県庁周辺地区・那覇空港地区等において公共施設や大型建築物等を対象にトイレ洗浄用水や散水用水として利用されています。平成14年4月に供給を開始しており、令和3年度末現在、67の施設で約610m³/日利用されています。

また、糸満市浄化センターの高度処理水は西崎親水公園で、名護下水処理場の高度処理水は名護中央公園で修景用水として利用されています。

(2) 下水汚泥の有効利用

県内で発生する下水汚泥は、ほぼ全量を緑農地利用されており、下水汚泥リサイクル率は約100%を達成・維持しています。汚泥の有効利用を通じて、循環型社会の形成を推進しています。

(3) 消化ガスの有効利用

消化ガス発電システムは、下水処理過程で発生する汚泥の嫌気性消化により得られる消化ガスを電気エネルギーに変換するものであり、発電した電力は、那覇浄化センターと名護下水処理場においては終末処理場内で利用しています。

また、平成28年度から県の2浄化センター（宜野湾浄化センター、具志川浄化センター）で、再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)を活用した官民連携の発電事業を開始しました。この事業は、民間事業者が浄化センター内に消化ガス発電設備を設置し運営する事業であり、令和3年度の発電量は、両浄化センターあわせて年間8,900MWhで一般家庭の電力消費

量約2,500世帯分に相当します。この事業による温室効果ガス・CO2排出削減量は約7,100t/年となり、地球温暖化防止に役立っています。

第5節 景観の保全【都市計画・モノレール課、文化財課、村づくり計画課】

1 良好な都市環境の形成【都市計画・モノレール課、文化財課】

(1) 沖縄県の景観

本県は、我が国唯一の亜熱帯海洋性気候の下に形成された特有の自然環境と、東アジア、東南アジア諸国との交流によって育まれた歴史・文化に根ざす独特の景観を有しています。これらの景観は、先人たちが自然と共生する営みの中で、中国からの風水思想の影響も受けてつくりあげてきたものであり、今日でも伝統的な集落景観に面影を感じることができます。

この先人たちがつくり、守り、育ててきた景観は、私たちの生活に潤いと安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着を育てる県民共有の財産です。

この優れた景観を新しい時代に生かしながら次世代に引き継いでいくとともに、その時代にふさわしい新たな景観を創造することは、現代に生きる県民一人一人の責務です。

(2) 景観施策の概要

ア 景観法による施策の展開

平成16年6月に公布された「景観法」では、景観に対する基本理念並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務が定められるとともに、景観計画の策定など法律に基づく様々な施策の展開を図ることが可能となりました。

地域の実情に応じた景観行政を担う仕組みとして、景観法に基づく景観行政団体となった市町村は、景観計画を定め積極的に景観施策を推進することができます。本県では、これまでに36団体が景観行政団体となり、35市町村において景観条例を策定するなど、良好な景観の形成に向けた取組を進めています。

表10-5-1 県内の景観行政団体一覧

| | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1 石垣市 (平成18年1月) | 2 浦添市 (平成18年10月) | 3 那覇市 (平成20年1月) | 4 宮古島市 (平成20年9月) |
| 5 読谷村 (平成21年1月) | 6 南城市 (平成21年4月) | 7 うるま市 (平成21年10月) | 8 渡名喜村 (平成22年3月) |
| 9 久米島町 (平成22年4月) | 10 本部町 (平成22年9月) | 11 名護市 (平成23年1月) | 12 宜野座村 (平成23年4月) |
| 13 沖縄市 (平成24年1月) | 14 伊平屋村 (平成24年2月) | 15 与那国町 (平成24年3月) | 16 北谷町 (平成24年5月) |
| 17 今帰仁村 (平成24年5月) | 18 大宜味村 (平成24年5月) | 19 竹富町 (平成24年5月) | 20 伊是名村 (平成25年3月) |
| 21 糸満市 (平成25年5月) | 22 宜野湾市 (平成25年5月) | 23 八重瀬町 (平成25年6月) | 24 北大東村 (平成26年1月) |
| 25 恩納村 (平成26年1月) | 26 北中城村 (平成26年6月) | 27 西原町 (平成26年6月) | 28 与那原町 (平成27年3月) |
| 29 豊見城市 (平成27年4月) | 30 中城村 (平成27年6月) | 31 伊江村 (平成28年4月) | 32 国頭村 (平成29年5月) |
| 33 南風原町 (平成30年6月) | 34 座間味村 (平成31年3月) | 35 渡嘉敷村 (令和2年3月) | 36 粟国村 (令和2年4月) |

また、県では平成23年1月には沖縄県景観形成条例(平成6年条例第34号)に基づく「“美ら島沖縄”風景づくり計画(沖縄県景観形成基本計画)」を策定し、広域景観形成や市町村支援を明確にするとともに、全市町村が景観行政団体となり、地域らしさを生かした市

第10章 緑・水辺・景観の保全と創造

町村独自の景観計画を策定することを促進しています。

平成24年度からは「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、沖縄らしい景観・風景を次世代に守り継ぎ、潤いのある県土の形成に継続的に取り組めるよう、時間とともにその価値が高まる地域づくりを促進するため、個性豊かな風景づくりに貢献する人材の育成や公共事業における景観評価（景観アセスメント）システムの運用等の「沖縄らしい風景づくり促進事業」を展開しています。

イ 沖縄県景観形成条例の推進

沖縄県景観形成条例に基づき、沖縄県景観形成基本方針の策定、沖縄県景観形成基本計画の策定、建築物等の大規模行為の届出、沖縄県公共事業等景観形成指針の策定、沖縄県景観形成審議会への諮問など、様々な景観推進施策を展開しています。

ウ 屋外広告物の規制

屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づき、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的として、屋外広告物及び屋外広告物業について必要な規制や誘導を行っています。

エ 重要伝統的建造物群保存地区の選定

重要伝統的建造物群保存地区は、市町村が条例で保存地区の現状を変更する行為などを規制し保護を図っています。文化庁長官や都道府県教育委員会は、市町村が行う修理・修景事業（伝統的建造物以外の建造物を周囲の歴史的風致に調和させること）、防災設備の設置事業などに対して補助を行っています。

表10-5-2 重要伝統建造物群保存地区

| 地区名称 | 選定年月日 | 所在地 | 面積 |
|-----------------------|-----------|------|---------|
| 竹富町竹富島重要伝統的建造物群保存地区 | 昭62年4月28日 | 竹富町 | 約38.3ha |
| 渡名喜村渡名喜島重要伝統的建造物群保存地区 | 平12年5月25日 | 渡名喜村 | 約21.4ha |

オ 風致地区の指定

風致地区は、地方自治体の条例で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等を規制することにより、水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持し、都市環境の保全を図っています。

表10-5-3 風致地区の指定状況

| 地区名称 | 決定年月日 変更年月日 (最新) | 所在地 | 面積 |
|------------|-------------------------|------|-----------|
| 漫湖風致地区 | 昭31年3月23日 平27年3月23日 | 那覇市 | 約45.0ha |
| 末吉風致地区 | 昭36年12月19日 平16年3月30日 | 那覇市 | 約67.6ha |
| 大宮風致地区 | 昭38年7月16日 平16年3月31日 | 名護市 | 約3.4ha |
| 陣ヶ森風致地区 | 昭38年7月16日 平16年3月31日 | 名護市 | 約8.9ha |
| 九年又風致地区 | 昭38年7月16日 平16年3月30日 | 名護市 | 約29.8ha |
| 東江風致地区 | 昭38年7月16日 平16年3月31日 | 名護市 | 約3.3ha |
| 前原風致地区 | 昭52年12月22日 平16年3月31日 | うるま市 | 約2.1ha |
| 南城東御廻り風致地区 | 平22年8月10日 | 南城市 | 約1098.0ha |

カ 景観地区の指定

景観地区を定めた区域では、建築物の高さ、屋根、外壁の形状や材料、色彩等のルールを決めることができ、周囲の環境と調和した景観を誘導することが可能となります。景観地区は、良好な景観を形成、保存する地域に設定されており、周囲の歴史的風土や自然環境と融和したまちなみの誘導、眺望を確保するための緑の保全等を図っています。

表10-5-4 景観地区の指定状況

| 地区名称 | 決定年月日 変更年月日 (最新) | 所在地 | 面積 |
|-------------|------------------------|------|-----------|
| 県道浦添西原線沿線地区 | 平27年9月29日 平30年2月22日 | 浦添市 | 約8.2ha |
| 西海岸景観地区 | 令3年9月29日 | 浦添市 | 約18.3ha |
| 勝連南風原景観地区 | 平27年10月1日 | うるま市 | 約111.3ha |
| 勝連浜比嘉景観地区 | 平29年10月1日 | うるま市 | 約20.3ha |
| ヤチムンの里地区 | 平29年4月1日 | 読谷村 | 約25.2ha |
| 座喜味城跡周辺地区 | 平29年4月1日 | 読谷村 | 約78.0ha |
| 観音堂地区景観地区 | 平19年12月7日 | 石垣市 | 約68.2ha |
| 川平景観地区 | 平22年3月12日 | 石垣市 | 約1850.0ha |
| 獅子森景観地区 | 平23年2月1日 | 石垣市 | 約3.0ha |

2 良好な自然・農村景観の保全と創造【村づくり計画課】

農村地域の良好な自然や農業生産が織りなす美しい景観は、地域住民や訪れる人々に潤いや安らぎを提供するとともに、地域の生態系を保全するなどの多面的機能を有しています。

その良好な自然・農村景観を維持・形成していくためには、農村環境の保全と環境との調和に配慮した計画を樹立すると同時に、農村地域の持つ多面的機能の重要性を地域住民に理解してもらうことが重要です。そのため県においては、下記の施策を推進しています。

(1) 地域ぐるみの共同活動による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組

農地・農業用水等の資源については、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下によって適切な保安全管理が困難となっており、食料の安定供給や農村の振興、農業・農村の多面的機能の健全な発揮が難しくなりつつあります。

そのため県においては、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域ぐるみの共同活動に対して支援を行い、住民活動の活性化を図る取組を行っています。

(2) 農山漁村の多面的機能を生かした村づくりの推進

県の農業農村整備においては、環境との調和に配慮した農業生産基盤整備のほか、農村環境整備や環境保全整備についても同様に推進しています。

また、農山漁村の持つ多面的機能の重要性を紹介すると共に、多面的機能を生かした農村振興を図る観点から、グリーン・ツーリズムによる都市農村交流を推進しています。

そのほか、農山漁村の持つ魅力を「沖縄、ふるさと百選」として認定し、農山漁村に対する理解を進め、農山漁村の活性化を図る取組等を行っており、令和3年度までに136団体を認定しています。

(3) 田園環境整備マスタープラン又は農村環境計画の策定

農業振興地域を抱える市町村が主体となって各地域の環境特性の現状と課題を整理し、地域の環境保全目標と環境特性に配慮した農業農村整備の基本方針を市町村単位で樹立するため、田園環境整備マスタープラン又は農村環境計画を策定しています。

県では、これらを策定する関係市町村への指導を行っています。

田園環境整備マスタープラン又は農村環境計画は、令和3年度までに35市町村において策定されています。

第11章 各主体の協働による環境保全の推進

第1節 環境教育の推進【環境再生課、義務教育課、県立学校教育課、生涯学習振興課、自然保護課】

1 沖縄県環境教育等推進行動計画の策定について【環境再生課】

今日の環境問題は、経済発展の過程で生まれた大量生産・大量消費、大量廃棄型の経済社会システムや生活様式によって、廃棄物の増大、自動車排出ガス等による大気汚染、生活排水による水質の汚濁などの生活に密接なものに加え、気候変動や生物多様性などの地球規模の問題に至るまで、複雑かつ多岐にわたっています。

県では、「沖縄県環境教育推進方針」（対象期間は平成18年度から平成24年度まで）を策定し、各種施策を展開してきましたが、複雑化する環境問題に効果的に対処するためには、横断的な環境保全活動や環境教育を体系的に推進することが重要となっています。このため、環境・教育行政関係者、学識経験者、民間団体、県民代表等の参画のもと、本県の環境教育を体系的にとりまとめた総合的計画である「沖縄県環境教育等推進行動計画」を平成26年6月に策定しました。また、同計画の進捗管理等を行うため、沖縄県環境教育等推進行動計画推進協議会を設置し、横断的かつ効果的に各種施策を展開しています。

本計画では、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島」の実現を目指し、3つの目標を掲げています。

- ・環境問題に気づき、学習し、主体的な判断ができる人が育つ
- ・環境問題の解決に向けて自ら進んで取り組む実践的な人や組織が育つ
- ・環境保全活動の輪が広がり、環境のもたらす恵みを次世代に引き継ぐ

また、平成30年度に本計画の中間見直しを経て、改定計画（平成31年3月）を策定しました。

2 学校等における環境教育の推進【環境再生課、教育庁義務教育課、教育庁県立学校教育課】

(1) 沖縄県環境教育プログラム【環境再生課】

本県の豊かな自然環境を保全し、次世代に継承するためには、環境教育を学校教育に取り入れ、実践することが重要とされています。そこで、県では学校現場等における環境教育・環境学習の実践に役立つ教材として、地域の環境特性や児童生徒の発達に応じて活用できる体験型プログラム『沖縄県環境教育プログラム（小学校編）（中学校編）（高等学校・環境団体編）』を平成15年度から17年度にかけて作成しました。令和元年度には、今般の環境問題や本県の自然環境を取り巻く状況の変化を考慮して改訂作業を行い、『おきなわ環境教育プログラム集（学校教育編）（社会教育編）』を新たに刊行し、関係機関への配布を行いました。

そして、学校や地域における学習会や観察会等での同プログラムの活用を支援することで、環境教育の充実に取り組んでいます。

第11章 各主体の協働による環境保全の推進



(2) 環境教育研究推進校の指定【教育庁県立学校教育課】

児童生徒に環境問題について関心を持たせ、環境問題の解決に向けて主体的に関わろうとする態度の育成を図ることを目的として、県教育委員会において、平成4年度から環境教育研究推進校としてこれまでに23校（高等学校16校）を指定してきました。

(3) 学校現場における指導者の育成【教育庁義務教育課、教育庁県立学校教育課】

県立総合教育センターにおいて、小・中・高・特別支援学校教員を対象にした環境学習指導講座を実施し、環境教育に関する指導内容、指導方法等の研修を行い、その資質を高めるとともに、「学校教育における指導の努力点」を示し、各学校における環境教育の一層の充実を図っています。

3 こどもエコクラブ活動の支援【環境再生課】

こどもエコクラブ事業は、環境省の事業として平成7年度から始まり、地方自治体や企業などの協力を得て、次世代を担う子供たちに、地域の中で楽しみながら主体的に環境活動や環境学習を行う機会を提供し、支援していくことを目的としています。3歳幼児～高校生の子どもとそれを応援するサポーターで結成されます。平成23年度からは公益財団法人日本環境協会が事業を継承して全国事務局、県や市町村が地域事務局となり、環境保全活動を支援しています。

表 11-1-1 こどもエコクラブ登録状況

令和4年3月現在

| 年度 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 | R 1 | R 2 | R 3 |
|------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| クラブ数 | 21 | 20 | 17 | 18 | 16 | 10 | 15 |
| 会員数 | 572 | 562 | 556 | 582 | 611 | 257 | 294 |

表11-1-2 こどもエコクラブ県内事務局

令和4年3月現在

| 自治体名 | 部課名 | 電話番号 | 郵便番号 | 住所 |
|------|-------------------------------|------------------------|----------|-----------------------------|
| 沖縄県 | 沖縄県地域環境センター (公益財団法人沖縄こども国) | 098-933-4190 | 904-0021 | 沖縄市胡屋 5-7-1 |
| 那覇市 | 環境部環境保全課 | 098-951-3229 | 900-8585 | 那覇市泉崎 1-1-1 本庁舎 7F |
| 浦添市 | 市民部環境保全課 | 098-876-1234 (3221) | 901-2501 | 沖縄県浦添市安波茶 1-1-1 |
| 沖縄市 | 市民部環境課 | 098-938-1516 | 904-8501 | 沖縄市仲宗根町 26-1 |
| 宮古島市 | 環境衛生局環境保全課 | 0980-75-5283 | 906-0006 | 宮古島市平良西仲宗根 565-6 |
| 金武町 | 住民生活課 | 098-968-2460 | 904-1292 | 金武町金武 1 |
| 与那原町 | 生活環境安全課 | 098-945-4688 | 901-1392 | 与那原町字上与那原 16 |
| 南風原町 | はえばるエコセンター | 098-889-4425 | 901-1195 | 南風原町字兼城 686 南風原町役場住民環境課内 |
| 八重瀬町 | 住民環境課 | 098-998-8203 | 901-0492 | 八重瀬町字東風平 192-8 (東風平庁舎) |
| 竹富町 | 自然環境課 | 0980-83-1306 | 907-8503 | 石垣市美崎町 11 |

本県では、各エコクラブ活動に対して環境保全に関する情報の提供や活動に対する助言等の支援を行っています。

本県のエコクラブの活動は、全国的にも評価され、全国のこどもエコクラブ会員との交流を目的としたイベント「こどもエコクラブ全国フェスティバル」において、これまでに本県のエコクラブが各種の賞を受賞しています。

【表彰状況】

- こどもエコクラブ全国フェスティバル2020
こくみん共催c o o p賞 西表ヤマネコクラブ (竹富町)
- こどもエコクラブ全国フェスティバル2016
文部科学大臣賞 西表ヤマネコクラブ (竹富町)
- こどもエコクラブ全国フェスティバル2014
こどもエコクラブ大賞 西表ヤマネコクラブ (竹富町)
- こどもエコクラブ全国フェスティバル2013
こどもエコクラブ大賞 もとぶ元気村こどもエコクラブ (本部町)

第11章 各主体の協働による環境保全の推進

4 地域における体験学習の推進【生涯学習振興課、自然保護課】

(1) 青少年教育施設における体験学習の実施【生涯学習振興課】

各地域の青少年の家において、「ホテル観察会」、「美ら島自然の学び舎 ウミガメ編」、「大野山林自然散策」、「イザリ漁体験教室」、「於茂登岳自然散策」など、環境問題に関連した体験活動型の事業を実施することで、本県の豊かな自然と伝統文化に関心を持ち、環境保全について考える場を提供しています。

(2) 保全利用協定制度の推進【自然保護課】

自然環境の保全と持続的な利用を目的として、利用するフィールドごとに、環境保全型自然体験活動（いわゆるエコツアー）を営む事業者間で策定したルールを沖縄振興特別措置法に基づき知事が認定する「保全利用協定制度」を推進しています。

※「保全利用協定の認定状況」は、第9章第2節に掲載

第2節 普及啓発活動の推進【環境再生課、環境政策課】

1 環境月間関連行事の実施【環境再生課】

県では、毎年6月の環境月間において、県民、企業、民間団体、行政の参加と協力のもと、持続可能な社会の構築に向けた県民一人ひとりの意識高揚と実践を促進するとともに、環境保全活動のすそ野を拡げていくため、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施しています。

なお、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、街頭キャンペーンやパネル展等の行事は中止し、マスコミやSNS等を通じた広報や海岸清掃等の普及啓発活動に取り組みました。

表 11-2-1 県主催の主な行事等（令和3年度）

| 行事名 | 内容 | 実施日及び場所 |
|----------------------|--|-----------------|
| 1 マスコミを通じた報道 | 新聞、ラジオ、SNSを通して、環境月間の意義等を周知し、環境保全に対する意識高揚を図った。 | 6月中 |
| 2 まるごと沖縄クリーンビーチ 2021 | 県内全域の海岸でクリーンアップ活動を行うことにより、ポイ捨て防止、海洋環境保全思想の普及啓発を図った。 | 通年実施 県内全域の海岸 |
| 3 工場、事業所立入検査 | ・フロン類の適正な回収の確保を図るため、第一種フロン類充填回収業者等の立入検査を実施 ・特定事業場への立入検査を行い、水質汚濁の防止と適正化を図った。 | 6月中 県内一円 |

2 沖縄県環境保全功労者表彰の実施【環境政策課】

県では、環境保全に関し特に顕著な功績のあった個人や団体を対象として、沖縄県環境保全功労者表彰を実施しています。

令和3年度の受賞者は下記のとおりです。

表 11-2-2 令和3年度受賞者

(2個人、1団体)

| No. | 分野 | 細分野 | 受賞者の氏名又は名称 |
|-----|-----------|-----------|-----------------|
| 1 | 環境保全 | 環境保全行政の推進 | 土屋 誠 |
| 2 | 環境保全 | 環境保全行政の推進 | 堤 純一郎 |
| 3 | 赤土等流出防止対策 | 赤土等流出防止対策 | 一般社団法人久米島の海を守る会 |

3 沖縄県地域環境センターの管理・運営【環境再生課】

県では、本県の環境保全に関する情報発信の拠点として、沖縄県地域環境センター（場所：公益財団法人沖縄こどもの国）を設置しています。同センターでは、ホームページを活用した環境情報の提供のほか、環境に関する図書・資料・ビデオ等の閲覧や貸出、環境学習に関する県民等からの照会への対応、勉強会や総合学習に対するサポート、出前講座や自然観察会、啓発イベント等の様々な環境保全啓発活動を実施しています。令和3年度のセンター来館者数は約2,239名、地域や学校等における環境保全啓発活動の参加者数(延べ)は約4,168名(啓発活動回数79回)となっています。啓発活動の活動地域は県内全域を対象としており、令和3年度は本島内73回、離島(宮古島市、石垣市、竹富町、久米島町)で6回実施しました。

表 11-2-3 沖縄県地域環境センターの活動状況(H27~R3年度)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31(R1) | R2 | R3 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|
| 環境保全活動回数 | 51 | 60 | 65 | 61 | 74 | 65 | 79 |
| 環境保全活動参加者延べ人数 | 3,152 | 4,621 | 6,277 | 5,914 | 7,951 | 3,011 | 4,168 |
| 沖縄県地域環境センター年間利用者数 | 4,523 | 5,324 | 4,337 | 4,165 | 4,215 | 2,930 | 2,239 |

第3節 行政の自主的な環境保全活動の推進【環境再生課】

1 沖縄県環境保全率先実行計画の推進

県自らが一事業者、一消費者としてあらゆる事務事業において環境へ配慮した行動を率先して実行するため、平成11年6月に「沖縄県環境保全率先実行計画」を策定し、エコオフィス活動の推進に取り組んでいます。

(1) 計画期間：第1期 平成11~14年度(基準年度は平成10年度)

第2期 平成15~18年度(基準年度は平成13年度)

第3期 平成19~22年度(基準年度は平成12年度)

第4期 平成23~令和2年度(基準年度は平成21年度)

第5期 令和3~12年度(基準年度は令和元年度)

第11章 各主体の協働による環境保全の推進

(2) 対象範囲：県の全機関

(3) 計画の目標（第5期）

- ① 温室効果ガス削減等の推進：温室効果ガスの排出量 基準年度比 25%削減、
エネルギー使用量 基準年度比 10%削減
- ② グリーン購入の推進：環境物品調達率 紙類97%以上、紙類以外95%以上
- ③ 省資源の推進：上水の使用量基準年度比 10%削減、紙類の使用量 基準年度比 30%削減
- ④ 廃棄物の減量化、リサイクルの推進：廃棄物排出量 基準年度比 10%削減、
リサイクル率 40%以上

2 環境マネジメントシステムの推進

県の事務事業においてより一層、環境に配慮して取り組むため、平成29年9月に県庁行政棟を対象に環境マネジメントシステムを導入し、平成30年2月22日にISO14001の認証を取得しました。本県の環境マネジメントシステムは、環境基本計画に示されている「沖縄県が目指す環境像」、「沖縄県基本条例の基本理念」、「基本目標」を環境方針に掲げ、その実現に向け環境基本計画にある「主な取組」を環境目標とし、県の環境関連の事務事業において継続的に改善を図りながら推進しています。平成29年度以降のISO14001取得による取組の結果、取得の主目的である職員の省エネ・省資源に関する意識や環境法令順守に関する意識の向上等に寄与するなど、一定の効果を得ることができました。令和2年度には、認証の更新をしたところですが、新型コロナウイルス感染症対策に全庁を挙げて取り組む中、職員の負担軽減を図るため、令和4年2月にISO14001の認証維持を中止しました。

ISOで維持してきた機能を維持・拡大するため、「環境法令順守に関する点検評価機能」を沖縄県環境保全率先実行計画に組み入れ、令和4年度から全庁組織を対象に環境マネジメントを実施しています。

第12章 地球環境の保全

第1節 みんなでつくる清ら島-おきなわアジェンダ21-の推進【環境再生課】

1 計画策定の背景

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題が、21世紀の人類に課せられた極めて重要な課題の一つとなっているなか、1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連環境会議（地球サミット）」が開催され、将来に向けて地球の環境保全に関する具体的な行動計画として「アジェンダ21」が合意されました。

それを受けて国においては、1993年に「アジェンダ21行動計画」を策定しており、本県においても、地球環境問題に対し、県民・事業者・行政等がともに協力しつつ、それぞれの役割と責任において主体的に足元から取組を進めていくための具体的な行動計画として、「みんなでつくる清ら島 -おきなわアジェンダ21-」を平成13年5月に策定しました。（平成23年6月に第2期計画、令和4年7月に第3期計画を策定）

2 計画の目標

地球環境保全のため、第3期計画においては、地球温暖化対策の推進、生物多様性の保全・継承及び循環型社会の構築の3つの重点目標を掲げ、これらの重点目標と連動した環境教育を推進し、本県の環境保全活動を横断的・効果的に実施することで、「持続可能な島しょ型社会の実現」を目指すことを取組方針としています。

また、この取組方針を踏まえ、重点目標の達成に向けた行動計画や各主体（県民・市民団体、事業者、行政等）ごとの役割を示しています。

3 推進体制

本行動計画を全県的に推進するための母体として、事業者団体、市民団体、学識経験者、行政等のあらゆる主体の参加・協力のもとに、平成14年8月に「おきなわアジェンダ21県民会議」を設立しました。同会議では、県民、事業者、行政のパートナーシップに基づき、地球温暖化問題をはじめとする地球環境問題に対し、足元から取組を促進するため、県民環境フェアの開催や環境ボランティア活動等の支援並びに地球温暖化防止に向けた講演会、環境月間（6月）における啓発活動に取り組んでいます。

4 県民環境フェアの開催

県民一人一人が、自らのライフスタイルを見直し、環境保全に向けて主体的に取り組む契機とするため、子どもから大人まで、県民が楽しく参加・体験できるイベントとして、平成14年度から県民環境フェアを開催しています。令和元年度は11月16日（土）に石垣市総合体育館で「エコライフ2019 ISHIGAKI OKINAWA」と題して開催し、約3,800名の来場があり、ステージイベントや

第12章 地球環境の保全

環境展示ブースを楽しみました。一方、令和2年度及び令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、県民環境フェアを中止しました。

表 12-1-1 環境フェアの開催状況

| 年度 | 開催日 | 開催地 | 施設名 | 主催者 | 共催市町村 | 来客数 (人) |
|--------|------------------------|------|---------------|------|-------|------------|
| H14年度 | H14/7/12～13 | 宜野湾市 | 沖縄コンベンションセンター | 沖縄県 | — | 37,000 |
| H15年度 | H15/9/12～13 | 那覇市 | 県立武道館 | 沖縄県 | — | 中止(台風) |
| H16年度 | H16/10/2～3 | 那覇市 | 県立武道館 | 県民会議 | — | 2,500 |
| H17年度 | H17/11/26～ 27 | 沖縄市 | 沖縄こどもの国 | 県民会議 | — | 12,000 |
| H18年度 | H18/11/25～ 26 | 沖縄市 | 沖縄こどもの国 | 県民会議 | — | 9,000 |
| H19年度 | H20/1/27 | うるま市 | 市本庁舎市民広場 | 県民会議 | うるま市 | 2,900 |
| H20年度 | H20/11/30 | 南風原町 | ジャスコ南風原店 | 県民会議 | 南風原町 | 6,500 |
| H21年度 | H21/11/29 | 糸満市 | 道の駅いとまん | 県民会議 | 糸満市 | 6,800 |
| H22年度 | H22/10/31 | 豊見城市 | 道の駅豊崎 | 県民会議 | 豊見城市 | 4,200 |
| H23年度 | H23/11/20 | 南城市 | 玉城総合体育館 | 県民会議 | 南城市 | 2,400 |
| H24年度 | H24/11/4 | 名護市 | 名護市民会館前広場 | 県民会議 | 名護市 | 1,200 |
| H25年度 | H25/11/24 | 沖縄市 | プラザハウス | 県民会議 | 沖縄市 | 3,600 |
| H26年度 | H27/1/18 | 宮古島市 | 宮古島市中央公民館 | 県民会議 | 宮古島市 | 1,500 |
| H27年度 | H27/11/22 | 北中城村 | イオンモール沖縄ライカム | 県民会議 | 北中城村 | 4,000 |
| H28年度 | H28/11/27 | 浦添市 | 浦添市民体育館 | 県民会議 | 浦添市 | 1,000 |
| H29年度 | H29/10/8 | 名護市 | 名護市民会館前広場 | 県民会議 | 名護市 | 2,100 |
| H30年度 | H30/10/6 | 那覇市 | 県立武道館アリーナ棟 | 沖縄県 | 那覇市 | 中止(台風) |
| R1年度 | R1/11/16 | 石垣市 | 石垣市総合体育館 | 沖縄県 | 石垣市 | 3,800 |
| R2・3年度 | 中止(新型コロナウイルス感染拡大防止のため) | | | | | |

第2節 普及啓発活動の推進【環境再生課】

1 本県の現状と課題

本県における2019年度(令和元年度)の温室効果ガス排出量は、約1264.0万t-CO₂となっており、2013年度(平成25年度)と比較すると約4.6万t-CO₂(0.4%)上回っており、2018年度(平成30年度)と比較すると約22.4万t-CO₂(1.8%)上回っています。

部門別の二酸化炭素排出量の推移を見ると、産業部門が2014年度以降、運輸部門、民生家庭部

門、民生業務部門等が2016年度以降、それぞれ減少傾向を示していましたが、2019年度は運輸部門を除く産業部門、民生家庭部門、民生業務部門で増加が見られています。引き続き、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの推進、公共交通機関の利用促進や次世代自動車の導入拡大が課題となっています。

2 本県の地球温暖化対策

(1) 沖縄県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定

県では、平成22年度に温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるため、「沖縄県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下「第1次実行計画」という。)を策定し、温室効果ガスの排出量を「2020年度(令和2年度)までに2000年度(平成12年度)のレベルまで削減する」という目標を定めました。最新データである2019年度(令和元年度)の排出量は、2000年度(平成12年度)を0.9%下回り、目標を達成しています。

国においては令和2年度に2050年(令和32年)までに脱炭素社会を目指すことを表明するなど、気候変動をめぐる国内外の動きは激変の時を迎えています。

このような中、県では、気候変動をめぐる現状と危機感を共有し、必要な行動を促すことを目的として令和3年3月に沖縄県気候非常事態宣言を行うとともに、気候変動への取組を具体化し、緩和策と適応策を総合的かつ計画的に推進していくため、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画(沖縄県気候変動適応計画)を策定しました。

本計画では、2050年度(令和32年度)に向けて脱炭素社会の実現を目指し、2030年度(令和12年度)において、温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比で26%削減することを中期目標としています。

また、本計画に掲げる施策を着実に推進するため、平成23年度から設置している「沖縄県地球温暖化対策実行計画協議会」を中心にP D C Aサイクルによる進捗管理を徹底するとともに、県民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて連携しながら地球温暖化の防止に向けた取組を推進することとしています。

沖縄県の温室効果ガス削減目標

【中期目標】

2030年度において、2013年度比 26%削減(2005年度比 33%削減)

【長期目標】

2050年度に向けて、温室効果ガス排出量実質ゼロ(脱炭素社会の実現)を目指す

図12-2-1 沖縄県における温室効果ガスの推移

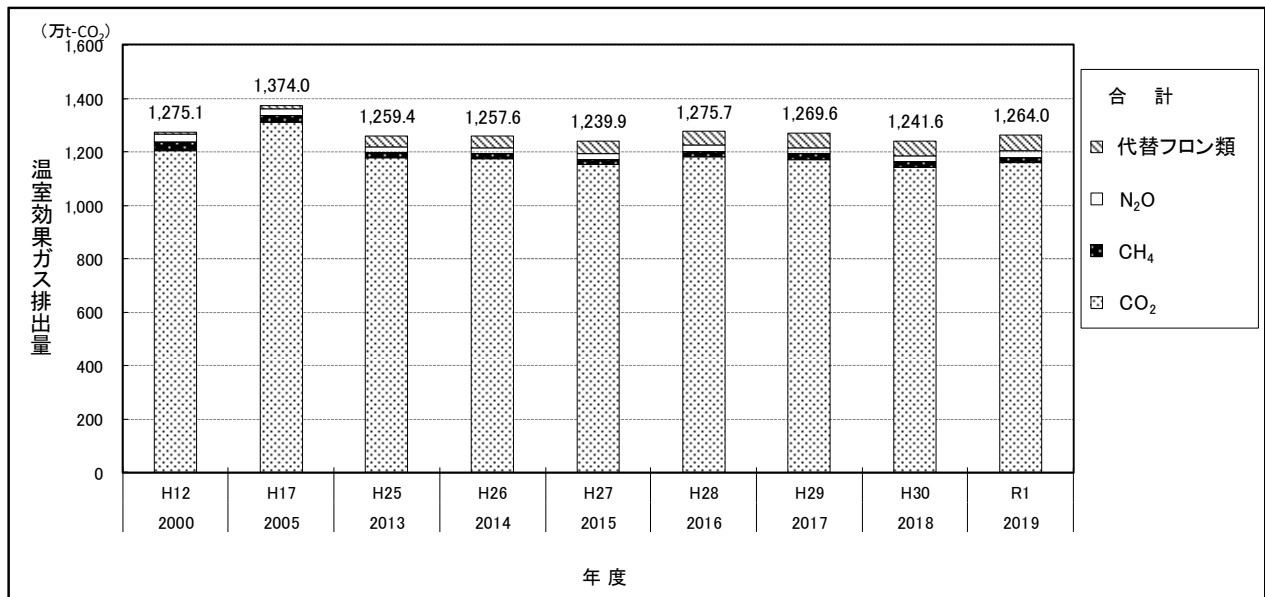
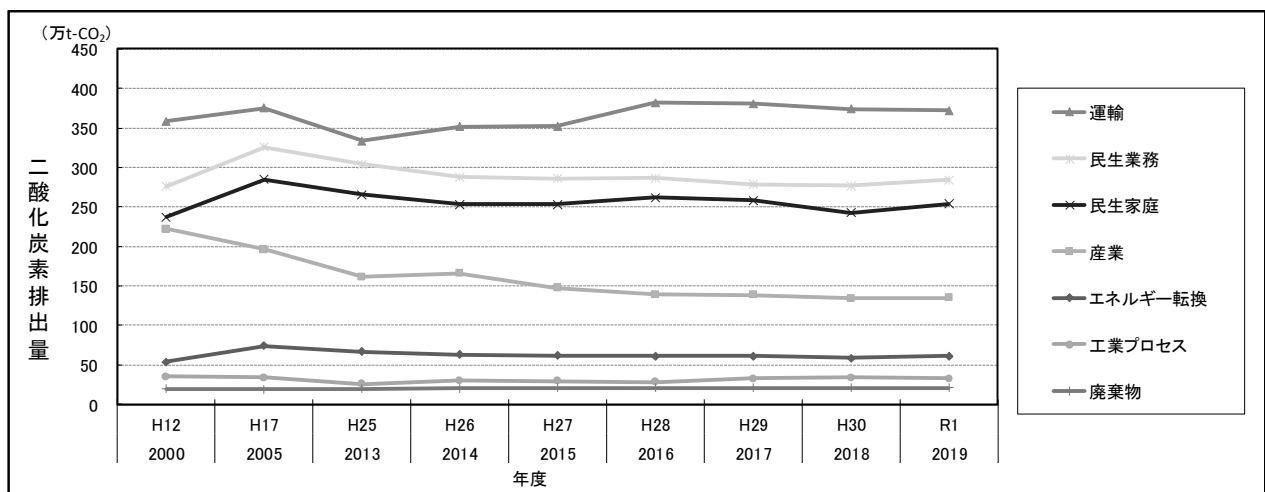


図12-2-2 沖縄県の部門別二酸化炭素排出量の推移



(2) 普及啓発体制の整備

ア おきなわアジェンダ21県民会議（平成14年8月設置：令和3年度末現在、145団体加盟）

県民環境フェアの開催や環境ボランティア活動等の支援並びに地球温暖化防止に向けた講演会等、各種啓発活動に取り組んでいます。

イ 沖縄県地球温暖化防止活動推進センターの設置・指定（平成15年11月）

地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策推進法第38条に基づき、各都道府県に1か所、知事により指定される機関で、本県では、平成15年11月に(一財)沖縄県公衆衛生協会を「沖縄県地球温暖化防止活動推進センター」として指定しました。



沖縄県地球温暖化防止活動推進員研修

同センターでは、環境月間における普及啓発活動、地球温暖化防止活動推進員養成研修の実施などを連携して行っています。

ウ 沖縄県地球温暖化防止活動推進員の委嘱

平成17年2月16日の京都議定書発効日に、地域における温暖化防止活動の核として、温暖化の現状やその対策に関する正しい知識の普及や、身近な省エネ対策のアドバイスなどを行う「沖縄県地球温暖化防止活動推進員(任期：3年)」を35人委嘱しました。令和3年度末現在は60名の推進員が普及啓発活動を行っています。



エコドライブ教習会

(3) エコドライブの普及促進

本県の二酸化炭素排出量は運輸部門が最も多く、中でも交通体系の特性を反映し、自動車からの排出量が運輸部門の5割以上を占めることから、自動車利用に伴う二酸化炭素排出削減の取組が重要となっています。

県では、効率的な運転方法を習得することで燃費が2割程度改善する「エコドライブ」を普及することを目的に、「沖縄県地球温暖化防止活動推進センター」と協力して「エコドライブ」の推進に取り組んでいます。

(4) 気候変動適応策の推進

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れています。このような個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴いこのような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、緩和策(温室効果ガスの排出削減対策)の推進と併せて、現在または将来予測される被害の防止・軽減を図る適応策に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが重要です。以上の背景を踏まえ、平成30年12月に、国、地方公共団体、事業者、国民が担うべき役割を明確化し、適応策を推進することを目的として、気候変動適応法が施行されました。

島しょ県である本県においても、気温上昇等に伴う様々な影響や被害が想定されることから、地域の特徴に応じた適応策の推進を図るため、令和2年度に「第2次沖縄県地球温暖化対

第12章 地球環境の保全

策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）」を策定しました。

本計画では、「気候変動に適応できる社会」の実現に向けて、4つの推進方針を定め、本県の実情に応じた適応策の推進に取り組んでいきます。

第3節 E S C O事業の推進【環境再生課】

1 E S C O事業の概要

E S C O (Energy Service Company)事業とは、庁舎等の機器(照明、空調等)を省エネ機器の入れ替えにより光熱水費を削減し、その削減分で設備投資等の全ての経費を賄う事業です。

顧客(建物所有者)とE S C O事業者(大手電機メーカーや商社など)が契約を交わし、E S C O事業者が省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかる全てのサービスを提供し、顧客に対して一定期間の一定程度の省エネルギーを保証するものです。

設備投資費やサービス料も全て光熱水費削減分でまかなうため、事業の採算性が重視され、顧客は新たな支出をせずに最新の省エネ機器を導入することができます。さらに、契約期間終了後の光熱水費削減分は全て顧客の利益になります。

省エネルギーを確実に実現できるため、地球温暖化防止対策に有効です。

2 E S C O事業の推進

沖縄県では、平成17年度に、「沖縄県E S C O事業導入調査(県有施設)」により、県有施設へのE S C O事業導入効果等を調査しました。その結果、一定の施設については、E S C O事業を導入することにより、大幅な省エネルギー及び光熱水費節減が可能であるとの結論を得ました。

この調査結果を踏まえ、「沖縄県行財政改革プラン」及び「平成18年度重点施策」の内容に「県有施設へのE S C O事業の導入」を新たに盛り込み、沖縄県庁舎行政棟、県立北部病院及び県立看護大学にE S C O事業を導入し、平成20年度から省エネルギーサービスを開始しました。また、県庁議会棟にも同事業を導入し、平成22年度からサービスを開始しています。

同事業で導入した設備の契約期間は全て終了しましたが、現在も庁舎等の光熱水費の削減に寄与しています。

第4節 オゾン層保護対策の推進【環境保全課、環境整備課】

1 オゾン層保護対策の経緯【環境保全課】

地球をとりまくオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線のうち有害なもの(UV-B)の大部分を吸収し、私たち生物を守っています。しかし、近年このオゾン層がフロン等によって破壊されており、その結果として地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系への影響が懸念されています。

オゾン層の保護対策として、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」(1985年)に基づき、

フロン規制のための国際枠組みとして「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」(1987年)が採択され、国際的にオゾン層破壊物質の規制が始まっています。

我が国では、1988年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)」が制定され、オゾン層破壊物質(特定フロン等)の生産・輸出入の規制をしています。

また、モントリオール議定書に定められている以上の取組として、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」によって、冷蔵庫やエアコンに充填されているフロン類を回収・破壊しています。

2 フロン類の回収状況【環境保全課、環境整備課】

フロン類は、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)については「フロン排出抑制法」、カーエアコンについては「自動車リサイクル法」(平成17年1月1日以前はフロン排出・抑制法に基づき回収)、家庭用エアコン・冷蔵庫については「家電リサイクル法」に基づき回収されています。第一種特定製品からフロン類の回収等を行う事業者は、県知事の登録が必要となります。

令和3年度の本県におけるフロン類の回収状況は次のとおりとなっています。

表12-4-1 第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)に係るフロン類の回収状況(令和3年度)

| | CFC (R-12ほか) | HCFC (R-22ほか) | HFC (R-134aほか) | 合計 |
|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|----------|
| 特定製品台数(台) | 314 | 2,693 | 18,544 | 21,551 |
| 回収量(kg) | 339.9 | 14,550.3 | 31,496.4 | 46,386.6 |
| 令和3年度当初保管量(kg) | 28.3 | 1,790.3 | 1,358.6 | 3,177.2 |
| 破壊業者に引き渡した量(kg) | 338.4 | 13,310.9 | 30,497.1 | 44,146.4 |
| 再利用量(kg) | 0.4 | 2,446.6 | 1,126.7 | 3,573.7 |
| 令和3年度末の保管量(kg) | 29.4 | 583.1 | 1,231.3 | 1,843.8 |

表12-4-2 第二種特定製品(カーエアコン)に係るフロン類の回収状況(令和3年度)

| | CFC (R-12ほか) | HFC (R-134aほか) | 合計 |
|-----------------|-----------------|-------------------|-----|
| 特定製品台数(台) | 0 | 0 | 0 |
| 回収量(kg) | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 令和3年度当初保管量(kg) | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 破壊業者に引き渡した量(kg) | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 再利用量(kg) | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 令和3年度末の保管量(kg) | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

※フロン排出・抑制法に基づき令和3年度に回収された量(平成16年12月31日までに業者に引き渡された使用済み自動車が対象。平成17年1月1日から、カーエアコンからのフロン回収は、自動車リサイクル法によるシステムへ移行された。)

表12-4-3 自動車リサイクル法に基づくフロン類の回収状況（令和3年度）

| フロン類回収業者へ引き渡された使用済自動車台数（台） | | | 57,269 |
|----------------------------|-------------|---------------|---------|
| | CFC（R-12ほか） | HFC（R-134aほか） | 合計 |
| ①回収量(kg) | 18.9 | 7,985.6 | 8,004.5 |
| ②R3年度当初保管量(kg) | 65.5 | 2,442.0 | 2,507.5 |
| ③再生利用量(kg) | 12.0 | 71.7 | 83.7 |
| ④引渡量(kg) | 11.2 | 8,085.0 | 8,096.2 |
| ⑤R3年度末保管量(kg) | 61.2 | 2,270.9 | 2,332.1 |

表12-4-4 家電リサイクル法に基づくフロン類の回収状況（令和3年度）

| | HCF C | HFC | 合計 |
|-----------------|---------|----------|----------|
| フロン回収量(kg) | 2,832.0 | 19,644.0 | 22,476.0 |
| 破壊業者に引き渡した量(kg) | 2,816.0 | 19,506.0 | 22,322.0 |

第5節 再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進【産業政策課】

1 沖縄県の主な取組

(1) 沖縄－ハワイクリーンエネルギー協力

平成22年6月に、経済産業省、米国エネルギー省、沖縄県、ハワイ州の4者で沖縄－ハワイ間のクリーンエネルギー協力の覚書を締結し、平成27年7月に覚書を更新しました。令和3年5月、県及びハワイ州の2者で新たに「ハワイ州と沖縄県のクリーンエネルギー協力に関する覚書」を締結したところです。

県では、本協力覚書に基づき、「沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業」を実施し、ワークショップや有識者会議の開催等を通じて、クリーンエネルギーに関する技術交流、意見交換をハワイ州と行っています。

(2) スマートエネルギーアイランド基盤構築事業

沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げている「低炭素島しょ社会の実現」及び「地域特性に応じた生活基盤の充実・強化」の推進を図るため、「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」を実施しています。本事業では、再生可能エネルギーの導入に伴う系統安定化対策技術等の実証実験を行い、島しょ型スマートグリッドモデル地域の形成を目指します。

2 市町村、民間等での取組

沖縄市、石垣市、嘉手納町及び与那原町においては、太陽光発電システムを導入する住民に対し、設置費用を助成しています（令和3年6月時点）。

第13章 共通的・基盤的施策の推進

第1節 環境影響評価制度の推進【環境政策課】

1 環境影響評価制度の概要

各種の開発事業等の実施が環境に及ぼす様々な影響について事前に十分に検討し、その結果を事業等の内容に反映させることは、自然環境の保全や公害の未然防止を図る上で重要です。

環境影響評価とは、このような検討のために、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の事業の実施に当たり、あらかじめ事業者自らが環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において環境保全措置を検討し、環境影響を総合的に評価することをいいます。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例では、環境影響評価を進めていく手続が定められており、主な手続としては、事業の早期段階において事業の位置・規模、構造・配置の複数を検討する「配慮書」の手続、どのように環境影響評価を行うかの項目や手法を決める「方法書」の手続、環境影響評価の結果について住民や自治体などから意見を聴くための準備としての「準備書」の手続、そして環境影響評価の結果をとりまとめた「評価書」の手続があります。配慮書、方法書、準備書の内容については、環境の保全の見地から意見を有する人は誰でも意見を提出することができます。

また、条例では、事業者が実施した工事中・供用後の環境調査の結果に応じて、知事が事業者に必要な措置を求める「事後調査」の手続を定めています。

2 環境影響評価制度の経緯

環境影響評価の制度については、昭和59年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、この決定等に基づいて、国等が関与する大規模な事業について環境影響評価の手続が行われていましたが、平成9年6月に「環境影響評価法」が公布され（平成11年6月全面施行）、法律による制度として確立されました。

本県においては、平成4年9月に「沖縄県環境影響評価規程」を告示し、同規程に基づいて環境影響評価の手続が行われていましたが、さらに充実・強化を図るため、平成12年12月に「沖縄県環境影響評価条例」を公布し、平成13年11月1日に全面施行しています。条例においては、本県が、亜熱帯海洋性気候のもと、他の都道府県とは異なる固有の自然環境を有していることや島しょ県であるため環境容量が小さいことなどを考慮して、対象となる事業の種類や規模を見直し、規程よりもその範囲を拡大しています。また、自然公園地域等を特別配慮地域として定め、より小さい事業規模から環境影響評価の対象としています。

法については、平成23年4月27日に環境影響評価法の一部を改正する法律が公布され、計画段階配慮書手続が新たに導入されるなどの改正が行われています（平成25年4月1日全面施行）。

条例についても、法との整合を図るとともに、より環境に配慮した環境影響評価を推進するた

め、県では、平成25年3月30日に沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例を公布し、計画段階配慮書手続を新たに導入するなどの改正を行っています（平成26年2月1日全面施行）。

また、大規模な土地造成を伴う広範囲に渡る開発事業であるにも関わらず、これまで条例の対象事業となっていない事業があったため、こうした一定規模以上の土地の造成を伴う事業についても、事業の実施に際して適正な環境への配慮がなされるよう、平成30年3月30日に沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例を公布し、「土地の造成を伴う事業」を条例の対象事業とするなどの改正を行っています（平成30年10月1日全面施行）。

3 環境影響評価手続及び事後調査手続の実施状況

本県において、これまで環境影響評価の手続が行われた事業件数は、令和4年3月末現在で、閣議決定に基づく環境影響評価が8件、環境影響評価法に基づくものが10件（うち1件は手続中、2件は事業廃止）、沖縄県環境影響評価規程に基づくものが21件、沖縄県環境影響評価条例に基づくものが37件（うち10件は手続中、3件は事業廃止）、自主的に実施したものが5件、合計81件となっています。また、発電所については、環境影響評価法施行以前に電源の立地に関する通産省通達に基づいて、3件の環境影響評価が行われています。

令和3年度は、(仮称)石垣リゾート&コミュニティ計画（ゴルフ場の建設の事業：条例対象）に係る環境影響評価書、名護市新設廃棄物処理施設整備事業（廃棄物処理施設の設置の事業：条例対象）に係る環境影響評価準備書及び評価書、沖縄北部テーマパーク事業（スポーツ若しくはレクリエーション施設の建設の事業：条例対象）に係る環境影響評価準備書について審査を行い、環境保全の見地からの意見を述べています。

また、儀間川総合開発事業、ホワイトビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業、県道平和の道線（仮称）整備事業、普天間飛行場代替施設建設事業、アワセ土地区画整理事業、那覇空港滑走路増設事業の6事業の事後調査報告書について審査を行い、環境の保全についての措置を求めています。

4 その他関係法令による環境影響評価の実施状況

環境影響評価法や条例以外にも、公有水面埋立法等により環境影響評価が行われており、令和3年度は、公有水面埋立法に基づくものが3件、港湾法に基づくものが1件、大規模小売店舗立地法に基づくものが5件行われました。

また、公有水面埋立法に基づき免許等がなされた事業に関する環境監視の結果について、令和3年度は6件の報告が行われました。

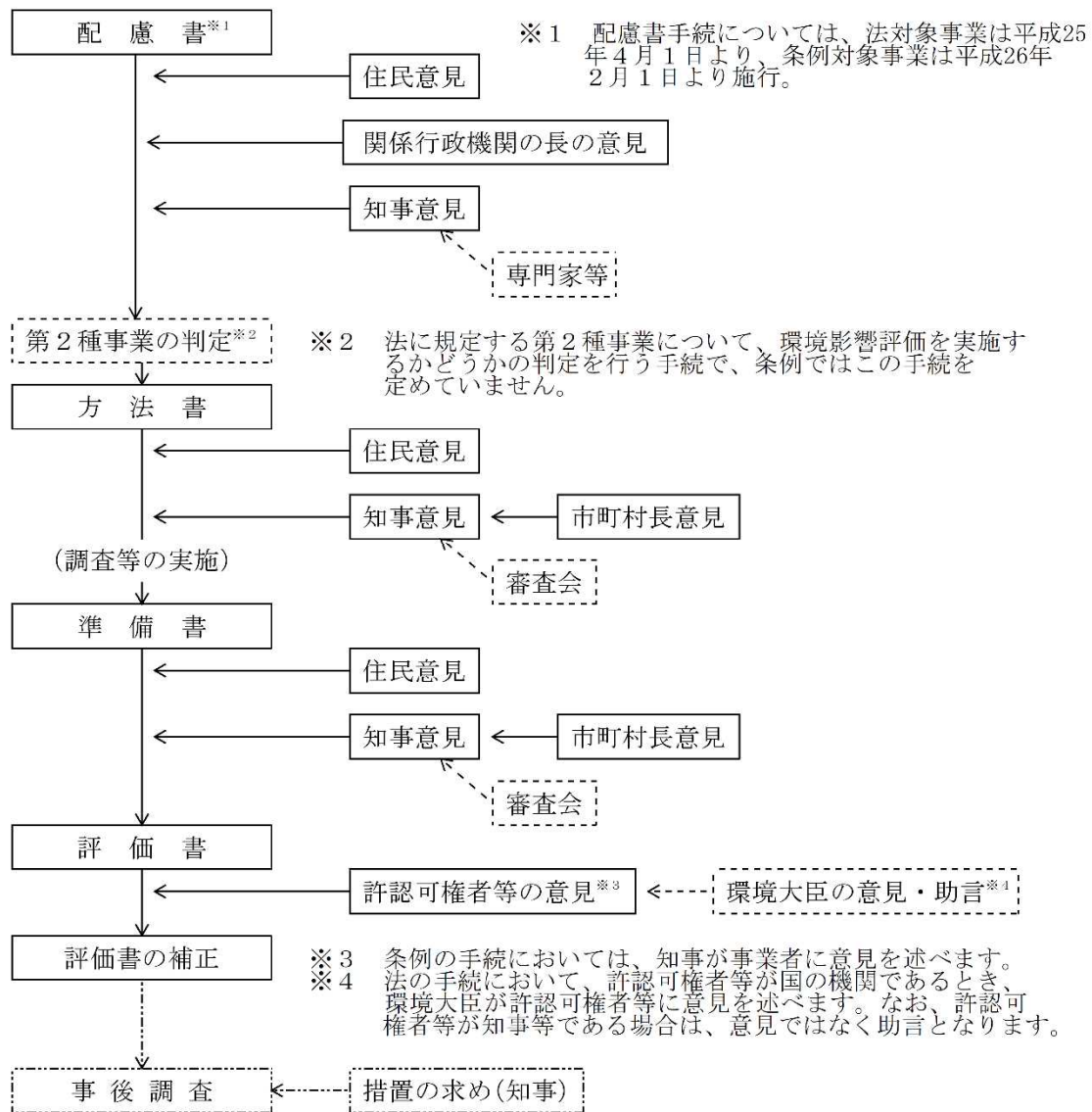


図13-1-1 環境影響評価の手続の概要

第2節 公害防止体制の整備【環境政策課、環境保全課、中小企業支援課】

1 公害苦情の状況【環境政策課】

令和3年度に県及び市町村で取り扱った公害苦情件数については978件で昨年度に比べて39件減少しました。

令和3年度公害苦情を種類別にみると、典型7公害が694件(全苦情の70.9%)、典型7公害以外が284件(同29.1%)となっています。典型7公害の中では、悪臭、騒音、大気汚染の3公害が大部分を占めており、典型7公害以外では、廃棄物投棄、その他(害虫の発生等)に関する苦情となっています。

表 13-2-1 公害苦情件数の推移

単位：件数（％）

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|
| 典型7公害 | 538 (64.4) | 558 (73.6) | 568 (64.9) | 736 (72.4) | 694 (70.9) |
| 大気汚染 | 99 (11.8) | 128 (16.9) | 125 (14.3) | 162 (15.9) | 124 (12.7) |
| 水質汚濁 | 64 (7.7) | 69 (9.1) | 69 (7.9) | 102 (10.0) | 43 (4.4) |
| 騒音 | 151 (18.1) | 139 (18.3) | 159 (18.2) | 209 (20.6) | 236 (24.1) |
| 振動 | 3 (0.3) | 5 (0.6) | 4 (0.4) | 6 (0.6) | 7 (0.7) |
| 悪臭 | 217 (26.0) | 215 (28.4) | 208 (23.8) | 255 (25.1) | 283 (28.9) |
| 地盤沈下 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 2 (0.2) | 0 (0.0) | 0 (0.0) |
| 土壌汚染 | 4 (0.5) | 2 (0.3) | 1 (0.1) | 2 (0.2) | 1 (0.1) |
| 典型7公害以外 | 298 (35.6) | 200 (26.4) | 307 (35.1) | 281 (27.6) | 284 (29.1) |
| 廃棄物投棄 | 86 (10.3) | 44 (5.8) | 75 (8.6) | 79 (7.8) | 80 (8.2) |
| その他 | 212 (25.3) | 156 (20.6) | 232 (26.5) | 202 (19.8) | 204 (20.9) |
| 合計 | 836 (100.0) | 758 (100.0) | 875 (100.0) | 1,017 (100.0) | 978 (100.0) |

2 公害苦情相談員の設置【環境政策課】

公害苦情は、地域住民の生活に密着した問題であり、また公害紛争の芽であることから、その迅速、適正な処理は生活環境の保全や公害紛争の未然防止に極めて重要です。

公害に係る苦情の処理については、公害紛争処理法により地方公共団体が行うことになっていることから、都道府県及び市町村（特別区を含む）は、公害苦情に係る住民の相談、苦情の処理に必要な調査、指導及び助言を行わせる公害苦情相談員を置くことができるようになっていきます。

このことから県では、公害苦情相談員を設置し、市町村及び関係機関と連携協力をしながら公害苦情の処理に努めています。

3 公害紛争の処理【環境政策課】

公害紛争の迅速かつ適切な解決を図るため、昭和45年6月に公害紛争処理法が制定されました。この法律に基づき、国では公害等調整委員会において、公害紛争に係るあっせん、調停、仲裁及び裁定を行っています。また、各都道府県においては、公害審査会を設置し、あっせん、調停及び仲裁の方法により、公害紛争の処理にあたることになっています。

本県では、昭和48年12月に沖縄県公害審査会を設置し、公害紛争事件の解決を図っており、令和3年度末までに20件の調停申請を受理しています。

(1) あっせん

当事者間の紛争の自主的解決を援助・促進することを目的に、3人以内のあっせん委員が当事者の交渉や話し合いの間に入って仲介する制度です。

第13章 共通的・基盤的施策の推進

この制度は、当事者が積極的に話し合い、互いに譲り合って紛争を解決しようとする意志を必要とし、紛争の種類や話し合いの進み具合に応じて柔軟かつ適切な手続がとられることから、一般に規模の小さな事件の処理に適しています。

(2) 調停

紛争を解決するため3人の委員からなる調停委員会が当事者間を仲介し、当事者双方の互譲に基づく合意によって紛争を処理する制度です。

この制度は、調停委員会が職権で資料収集を行ったり、具体的な解決案（調停案）を示すなど公権的解決の要素があります。

また、当事者の互譲によって条理にかなない実情に即した解決を図る制度なので、裁判のように一刀両断的な解決でなく、話し合いによる円満な解決が望ましい事案にその効果が期待されます。

(3) 仲裁

仲裁は、裁判所において裁判を受ける権利を放棄して、紛争解決を3人の仲裁委員からなる仲裁委員会の判断に委ね、その判断が最終的なものとして、これに従う契約（仲裁契約）をすることによって、紛争の解決を図る制度です。

仲裁判断は、民事訴訟における確定判決と同一の効力を有します。

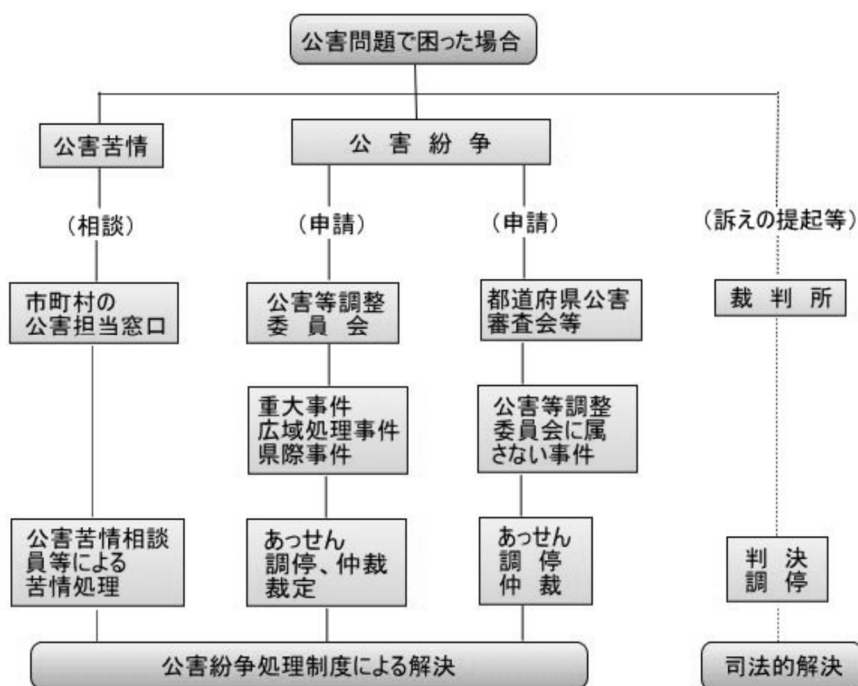


図 13-2-1 公害紛争処理制度等の仕組み

4 公害防止協定及び環境保全協定の締結【環境保全課】

公害防止協定や環境保全協定は、法律や条例による一律の規制を補完し、事業の特性と地域の実情に即したきめの細かい規則等を盛り込むことが可能な点で、地方公共団体及び地域住民にとって、公害防止や環境保全対策の有効な一手段となっています。

沖縄県生活環境保全条例（平成20年12月26日沖縄県条例第43号）においても、第4条第3項で「事業者は、県と公害の防止に関する協定を締結するように努めなければならない。」と規定されており、県では現在7件の協定を締結しています。

表 13-2-2 県及び企業が締結した環境保全協定の内容

| 締結年月日 | 企業名 | 業種 | 備考 |
|-------------|-------------|------|-------------|
| 昭和50年12月24日 | 南西石油株式会社 | 石油精製 | 平成14年4月1日改定 |
| 昭和52年3月10日 | 沖縄石油基地株式会社 | 石油基地 | |
| 昭和52年6月4日 | 沖縄ターミナル株式会社 | 石油基地 | |
| 昭和59年3月12日 | 電源開発株式会社 | 発電所 | 石川石炭火力発電所 |
| 平成4年11月30日 | 沖縄電力株式会社 | 発電所 | 具志川火力発電所 |
| 平成12年10月30日 | 沖縄電力株式会社 | 発電所 | 金武火力発電所 |
| 平成22年7月22日 | 沖縄電力株式会社 | 発電所 | 吉の浦火力発電所 |

5 公害防止管理者等の設置【環境保全課】

産業公害の未然防止に万全を期するためには、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等による排出規制とともに、工場等における公害防止体制を確立することが重要です。

このため、昭和46年に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、特定工場における公害防止統括者、公害防止管理者等の選任が義務づけられました。

公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者については、公害防止に係る業務が専門的知識及び技能を要するため、国家試験及び資格認定講習による資格制度が設けられ、その選任は有資格者の中から行うことになっています。

表 13-2-3 公害防止管理者等選任届出状況

令和4年3月末現在

※当該工場で選任中の公害防止管理者等が保有する資格区分ではなく、特定工場で必要とする資格区分に基づきカウント

| 公害防止管理者等 届出工場の数 業種 | | 公害防止 統括者 | 公害防止 主任管理 者 | 公 害 防 止 管 理 者 | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|-------------------------|-------------|-------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|-----------------------|------------------|---|----------|----------|
| | | | | 大 気 関 係 | | | | 水 質 関 係 | | | | 騒 音 関 係 | 粉 じ ん 関 係 | 振 動 関 係 | ダ イ オ キ シ ン 類 関 係 | | |
| | | | | 第 1 種 | 第 2 種 | 第 3 種 | 第 4 種 | 第 1 種 | 第 2 種 | 第 3 種 | 第 4 種 | | | | | | |
| 建設業 | 5 | 3 (3) | | | | 5 (3) | | | | | | | | | | | |
| 製 造 業 | 食 料 品 製 造 業 | 11 | 11 (11) | 1 (1) | | | 6 (6) | 4 (3) | | | 5 (5) | 4 (2) | | | | | |
| | 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業 | 1 | 1 (1) | | | | | 1 (1) | | | | 1 (1) | | | | | |
| | パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 | 1 | 1 (1) | | | | | | | | | 1 (1) | | | | | |
| | 化 学 工 業 | 1 | 1 (1) | | | 1 (1) | | | | | | | | | | | |
| | 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業 | 6 | 2 (1) | | | | 5 (5) | | | | | | | | | | |
| | 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 | 3 | 2 (2) | | 1 (1) | | 1 (1) | | | | | | | 2 (2) | | | |
| | 鉄 鋼 業 | 1 | 1 (1) | | | | 1 (1) | | | | | 1 (1) | | | | | 1 (1) |
| | 他に分類されないその他の製造業 | 2 | 2 (2) | | | | | | | 1 (0) | | | | 1 (1) | | | |
| 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 | 17 | 16 (16) | 2 (2) | | | 11 (11) | 6 (6) | 1 (1) | | 2 (2) | | | 3 (3) | | | | |
| 計 | 48 | 40 (39) | 3 (3) | 1 (1) | 1 (1) | 19 (19) | 21 (18) | 1 (1) | 1 (0) | 7 (7) | 7 (5) | | 6 (6) | | | 1 (1) | |

注：（）内は代理者を示す

6 公害防止関連融資制度【中小企業支援課】

産業公害の防止は重要な課題であり、中小企業においても公害防止のために努力しているところですが、実際に公害防止対策を実施するにあたっては、資金調達力や適切な対応策についての知識が乏しいため、国、県では中小企業の公害防止を金融面から推進するために長期低利の資金融資を行っています。

具体的には中小企業高度化資金貸付制度により、工場地域内において中小企業が事業協同組合等を通じて共同で公害防止施設を設置する場合に、必要な資金に対する融資を行い産業公害の防止を促進しようとするものです。

本県では平成8年度に協同組合の建設する共同焼却施設を対象に、94,900千円の融資を実施しており、また、令和3年度において当該施設の更新にあたり647,733千円（融資期間20年、うち据置期間3年、無利子）の融資を実施しています。

表 13-2-4 中小企業関係公害防止施設融資制度一覧

(令和4年9月1日現在)

| 制度名 | 貸付対象施設等 | 共同・個別の別 | 融資(貸与)比率 | 融資(貸与)限度額 | 融資(貸与)利率 | 融資期間 | 融資機関 |
|---------------|--|--------------|----------|-----------|----------|-------------------------------|-----------------------------------|
| 中小企業高度化資金貸付制度 | (1)共同施設事業、 集団化事業 事業協同組合等の組合員の事業活動に伴って副次的に生ずる汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の公害を事業協同組合等が共同で防止または処理する施設 | 共同 | 80%以内 | 資産計上される額 | 無利子 | 20年以内 (うち据置3年以内) | 県商工労働部 中小企業支援課 (電話866-2343) |
| | (2)設備リース事業 事業協同組合等がその個別の組合員にリースするために取得する公害防止施設 | 共同購入 個別設置 | 80%以内 | 資産計上される額 | 年0.40% | 20年以内であって、設備の耐用年数を勘案して県が定める期間 | |
| | (3)アスベスト対策事業に対する貸付(緊急健康被害等防止貸) アスベストの除去、封じ込め等の措置又は事業用施設の建て替え等、アスベスト対策に必要な高度化対象施設 | 事業形態による | 90%以内 | 資産計上される額 | 無利子 | 20年以内 (うち据置3年以内) | |

第3節 石綿健康被害救済制度の推進【環境政策課】

1 制度の概要

石綿健康被害救済制度は、「石綿による健康被害の救済に関する法律(H18.3.27施行)」、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(H20.12.1施行)」、「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令(H22.7.1施行)」に基づき、石綿(アスベスト)を吸引することにより指定疾病(中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚)にかかった方やその遺族であって、労災補償等の対象とならない方に対して、医療費等の救済給付を支給するものです。

2 申請の受付、認定及び救済給付の支給について

各種申請は、(独)環境再生保全機構(以下「機構」という。)、全国の環境省地方環境事務所及び保健所で受付が行われ、認定及び救済給付の支給は、機構で行われます(図13-3-1参照)。

3 救済給付の概要

各種救済給付は、機構が石綿の吸引により指定疾病にかかった旨の認定を受けた方(被認定者)、本法の施行前に指定疾病に起因して死亡した方のご遺族に対し支給します。

○石綿による中皮腫や肺がん認定された方への給付

- ・医療費(自己負担分) ・療養手当(103,870円/月) ・葬祭料(199,000円)

○この法律の施行前に死亡された方のご遺族への給付

- ・特別遺族弔慰金(2,800,000円) ・特別葬祭料(199,000円)

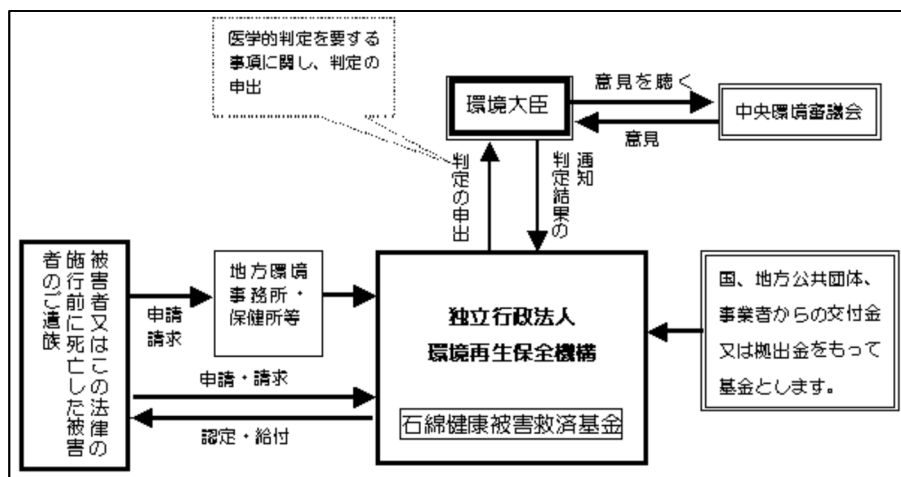


図 13-3-1 石綿健康被害救済制度のしくみ

第4節 環境に関する調査・研究の実施【衛生環境研究所】

沖縄県衛生環境研究所では日常業務的な試験検査以外に、本県の環境保全の推進に寄与するため、次のような調査研究に取り組んでいます。

- 1 酸性雨全国調査（全国環境研協議会酸性雨広域大気汚染研究部会共同研究）
- 2 光化学オキシダント等の変動要因解析を通じた地域大気汚染対策提言の試み（国立環境研究所とのⅡ型共同研究）
- 3 沖縄県における微小粒子状物質（PM2.5）の発生源寄与解析
- 4 最終処分場ならびに不法投棄地における迅速対応調査手法の構築に関する研究（国立環境研究所とのⅡ型共同研究）
- 5 災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発（国立環境研究所とのⅡ型共同研究）
- 6 沖縄県のサンゴ礁生態系への気候変動・地域環境複合影響を軽減するための赤土流出削減指標策定（国立環境研究所との気候変動型共同研究）
- 7 SPSSランクと底質の陸域・海域起源由来成分に関する研究
- 8 河川プラスチックごみの排出実態把握と排出抑制対策に資する研究（国立環境研究所とのⅡ型共同研究）